保護受給者用

生活保護のしおり

「生活保護のしおり」は、生活保護について知っておいてもらいたい内容をまとめたものです。

ご一読いただき、ご不明点等がある場合は、保護課へお問い合わせください。

この「生活保護のしおり」は今後も大切に保管し、手引きとしてご活用ください。

※制度の見直し等により、内容が変更される場合があります。

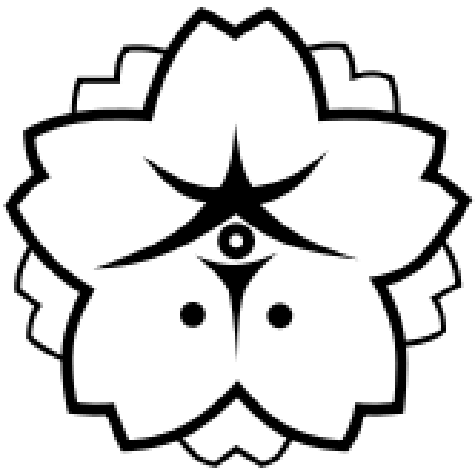

奈良市保護課

目次

はじめに ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p.1

主な生活保護の種類と内容 ・・・・・・・・・・・・・・・p.2～4

生活保護費の計算方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・p.5

生活保護費の受け取り方 ・・・・・・・・・・・・・・・・p.6

生活保護を受けたときの権利 ・・・・・・・・・・・・・・p.7

生活保護受給中に受けられる減免制度 ・・・・・・・・・p.7

医療機関を受診するとき ・・・・・・・・・・・・・・・・p.8～9

保護変更決定通知書の見方 ・・・・・・・・・・・・・・p.10～11

生活保護受給にあたり守っていただくこと・・・・・・p.12～13

生活保護Q＆A編

①扶養義務者への照会について・・・・・・・・・・・・・・・p.15

②保護受給中の借金について・・・・・・・・・・・・・・・p.15

③さかのぼって年金を受け取ったとき ・・・・・・・・・・・p.15

④交通事故に遭ったとき ・・・・・・・・・・・・・・・・・p.16

⑤保護から自立した直後の支援について ・・・・・・・・・・p.16

⑥子どもの修学旅行費用について・・・・・・・・・・・・・・p.16

⑦子どものクラブ活動費用について ・・・・・・・・・・・・p.17

⑧高校生の学費について ・・・・・・・・・・・・・・・・・p.17

⑨高校生のアルバイトについて ・・・・・・・・・・・・・・p.17

⑩保護受給中の大学・専門学校への進学について ・・・・・p.17

⑪おむつが必要になったとき ・・・・・・・・・・・・・・・p.18

⑫病院への定期通院のため、交通費がかかるとき・・・・・・p.18

⑬借りている賃貸物件の更新費用が必要なとき ・・・・・・・p.18

⑭高い家賃の賃貸物件について ・・・・・・・・・・・・・・p.18

⑮自動車の保有・使用について ・・・・・・・・・・・・・・p.19

⑯葬祭の費用について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・p.19

はじめに

生活保護とは

生活保護とは、日本国憲法第２５条の生存権保障の理念に基づき、生活に困窮しているすべての方に対して、その困窮の程度に応じて金銭等を給付して健康で文化的な最低限度の生活ができるよう保障する制度です。

> 日本国憲法第２５条
> すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

生活保護の目的

生活保護は、保護を受けている方の自立に向けて、手助けする制度でもあります。生活保護での「自立」という考え方は、生活保護を利用せずに生活する「経済的自立」をめざすだけではない、より広い概念です。

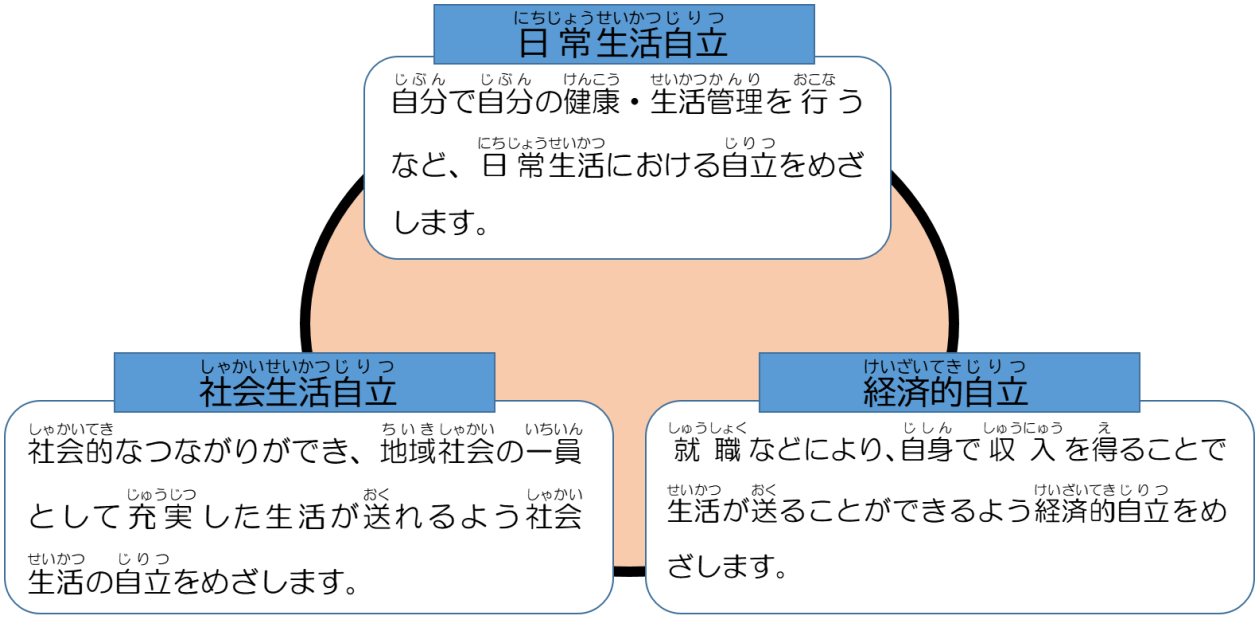

主な生活保護の種類と内容

生活全般～どの年齢にも関係するもの～

生活扶助

日常生活をしていくうえで必要な費用として、「食費・被服費などの個人的費用」と「水道光熱費等の世帯で共通して使う費用」が支給されます。個人的費用は、生活保護受給者の年齢や障がいなどに応じて算定します。世帯で共通して使う費用については世帯人数に応じて算定します。

※冬季加算について
１１月から３月までの間、世帯で共通して使う費用に加えて支給される暖房費用のことです。

※期末一時扶助について
何かと物入りな年末年始に備えるため、１２月分の保護費とともに支給される年越し費用のことです。

住宅扶助

賃貸アパートなどの家賃、引越にかかる敷金や礼金、契約更新時の費用、家屋の修繕などの費用について、定められた範囲内で支給されます。
※共益費や管理費などは支給の対象にはなりません。

医療扶助

医療費は原則として、医療扶助として賄われますので自己負担はありません。（収入に応じて自己負担金が生じる場合があります。）医療機関を受診する際には、事前に保護課で発行する「診療依頼書」の持参または保護課へ受診の旨を電話やメールで連絡していただくことが必要です。詳しくは、８～９ページをご覧ください。

また、通院時の交通費については、事前に担当ケースワーカーに相談してください。

ライフステージに応じて

教育扶助

義務教育中のお子さんを扶養している方に必要な費用（学校給食費・学用品費・教材費など）が支給されます。

生業扶助

就労に必要となる技能や資格などを取得する場合にかかる費用、高校や高等専門学校などの就学費用など、定められた範囲内で実費が支給されます。

出産扶助

出産時に病院や助産施設などでかかる費用について、定められた範囲内で実費が支給されます。ただし、児童福祉法の「助産制度」が優先されます。
妊娠がわかったら、すぐに担当ケースワーカーに相談してください。

葬祭扶助

世帯の人などが亡くなった場合、限度額の範囲内において葬祭にかかる費用を扶助することができます。担当ケースワーカーもしくは、保護課へご相談ください。

ライフステージに応じて

介護扶助

高齢や病気などが原因で介護が必要になったとき、介護保険制度の要介護認定で「要介護」または「要支援」の認定を受けた方は介護サービスを受けられます。手続き方法など、詳しくは担当ケースワーカーに相談してください。

①６５歳以上の方

介護サービスを受けようとするときは、事前に要介護認定を受けてから介護扶助の申請を行ってください。居宅での介護を受けようとするときは、「介護サービス計画」の添付が必要です。要介護区分に応じた介護サービスが受けられ、費用のうち利用者負担分（１割）が介護扶助として賄われます。（収入に応じて自己負担金が生じる場合があります。）

②４０歳から６４歳までの方

介護を必要とする直接の原因となった病気が特定疾病（１６種類※）に該当し、要介護（要支援）認定を受けられた場合、介護サービスを受けることができますので、担当ケースワーカーに相談してください。

※特定疾病

1．がん（末期）　2．関節リウマチ　3．筋萎縮性側索硬化症
4．後縦靭帯骨化症　5．骨折を伴う骨粗鬆症　6．初老期における認知症
7．進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
8．脊髄小脳変性症　9．脊柱管狭窄症　10．早老症　11．多系統萎縮症
12．糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症　13．脳血管疾患
14．閉塞性動脈硬化症　15．慢性閉塞性肺疾患
16．両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性膝関節症

〔介護保険制度〕

６５歳以上の方、および４０歳から６４歳までの医療保険加入者が被保険者となります。生活保護受給者は、次の取扱いとなりますので、保険料を負担する必要はありません。

●６５歳以上の老齢年金や障害年金、遺族年金などの受給者で介護保険料を年金から差し引かれている方は、年金収入から控除の取扱いをします。

●６５歳以上で年金収入のない方については、介護保険料を加算して計上し、保護課から直接介護福祉課に納付します。

生活保護費の計算方法

国が定めた世帯の最低生活費と世帯の収入を比較して足りないときに、足りない部分が生活保護費として支給されます。世帯の収入が最低生活費を上回る場合は生活保護の利用はできません。

※生活保護費は世帯員の年齢や人数、その世帯の収入額、家賃額などで決定されますので、常に一定のものではありません。

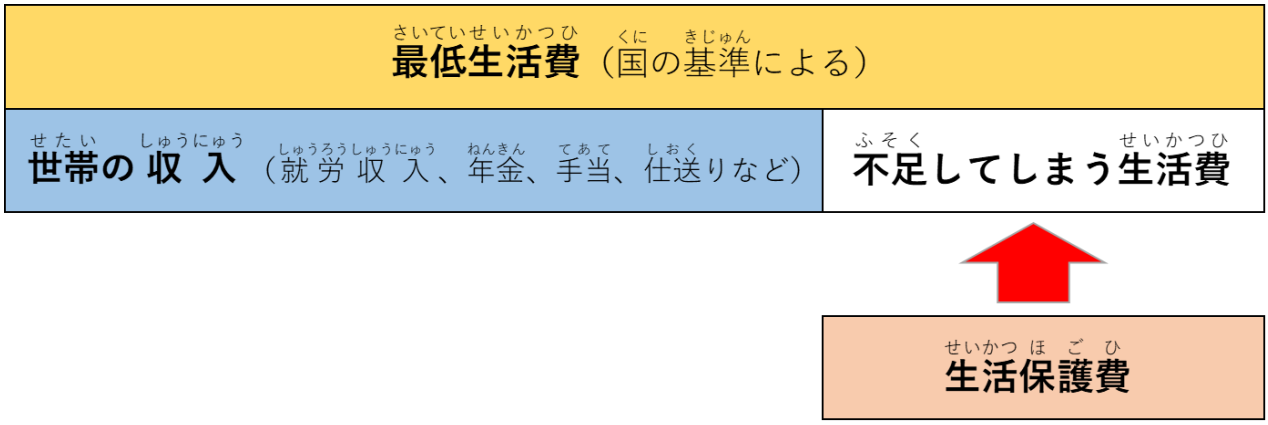

〔適正に申告された「就労収入」については次のような控除があります〕

①基礎控除
就労収入がある場合、給与総額に応じて、一定の金額が控除されます。

②２０歳未満者控除
２０歳未満の世帯員が就労した場合、基礎控除のほかに一定の金額が控除されます。

③その他の必要経費
社会保険料、所得税、通勤交通費などの必要経費が控除されます。

※高校生のアルバイト収入の取扱いについては１７ページのＱ＆Ａ⑨をご覧ください。

生活保護費の受け取り方

支給日について

保護費は毎月１日（その日が土・日・祝日のときは、原則として、その直前の平日。ただし、毎年４月の支給日は後ろ倒しとなりますのでご注意ください。）に支給されます。支給日は「支給日一覧」で確認してください。
支給される保護費の額が変わったときは、「保護変更決定通知書」を送ります。（『保護変更決定通知書』の送付がない場合は、前月と同じ保護費が支給されます。）

受け取り方①　窓口払い

保護の開始後、口座振替手続きが完了するまでは、支給日に保護課窓口で支給します。世帯主またはその家族の方が、生活保護手続きの際に届出した印鑑と届出印証を持って、受け取りに来てください。
なお、なんらかの理由で決められた時間内に受け取りに来ることができないときは、担当ケースワーカーに相談してください。

受け取り方②　口座振替

保護の開始後、口座振替手続きが完了すれば、指定の金融機関の口座に振込ができます。なお、口座振替にするときは、一定の手続きが必要です。ただし、特に必要と認めた場合は口座振込を中止し、窓口払いに変更することがあります。

生活保護を受けたときの権利

①正当な理由なく、生活保護費を減らされたり、生活保護を打ち切られたりしません。（不利益変更の禁止／生活保護法第５６条）
②生活保護法により支給された物や生活保護費に対して、税金はかかりません。（公課禁止／生活保護法第５７条）
③生活保護法により支給された物や生活保護費またはこれを受ける権利は差し押さえられません。（差押禁止／生活保護法第５８条）
④生活保護の決定内容に納得できないときは不服の申し立てをすることができます。（審査請求先：奈良県知事／生活保護法第６４条）（再審査請求先：厚生労働大臣／生活保護法第６６条）

生活保護受給中に受けられる減免制度

生活保護を受給している方には、次のような減免制度があります。なお、減免を受けるには申請手続きが必要です。詳しくは担当ケースワーカーにお問い合わせください。

生活保護受給中に受けられる減免一覧

- **市県民税**（市民税課）
- **市税証明発行の手数料**（市民税課）
- **固定資産税**（資産税課）
- **国民年金保険料**（国保年金課〈年金係〉または年金事務所）
- **保育所、幼稚園、認定こども園の保育料**（各所・園）
- **下水道使用料**（奈良市企業局）
- **し尿汲取り手数料**（株式会社奈良市清美公社・山辺環境衛生組合山辺衛生センター）
- **ＮＨＫ放送受信料**（ＮＨＫ奈良放送局）

医療機関を受診するとき

病気やケガの際、生活保護法指定の医療機関にて保険診療の範囲内で受診した場合、生活保護制度の「医療扶助」が適用されます。

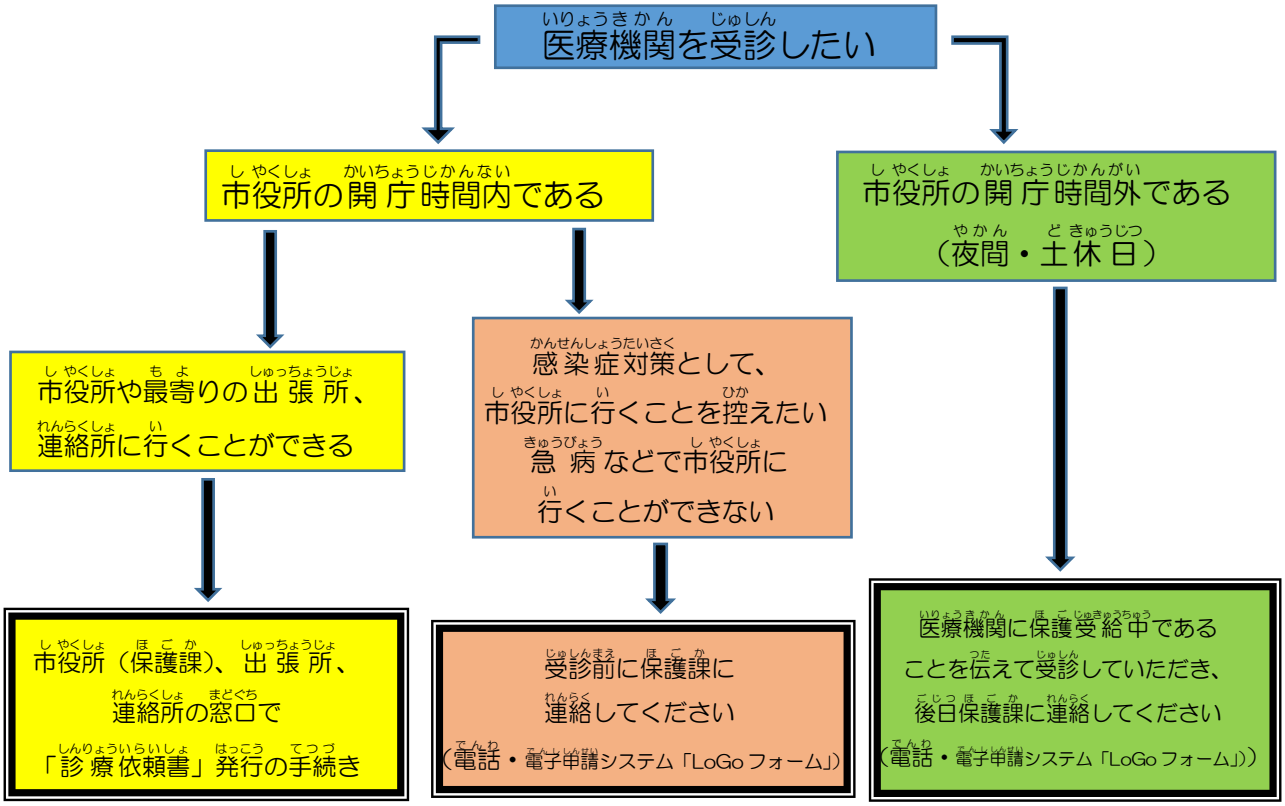

①市役所の開庁時間内のとき

前もって、医療機関を受診するための手続きが必要です。

a　市役所や最寄りの出張所、連絡所、行政センターへ行くことができる方（本人または家族）は「届出印証」を持って、窓口にて「診療依頼書」の発行手続きを行ってください。

b　感染症対策として市役所に行くことを控えたい、急病などで市役所などに行くことができない方は、電話または電子申請システム「LoGo フォーム」で保護課へ受診することを連絡してください。（受診される方の氏名・生年月日・医療機関名・受診予定日を伝えてください）

電話番号　　0742-34-4757・0742-34-5089

電子申請システム「LoGo フォーム」

（右の QR コードから申請できます。）

②市役所が開庁時間外のとき（夜間・土休日）

急病で夜間や土休日に受診するときは、医療機関（生活保護法指定）の受付で生活保護を受けていることを申し出て受診してください。後日、保護課へ受診したことを連絡してください。

社会保険に加入している方

生活保護受給時は、国民健康保険証および後期高齢者医療被保険者証は利用できません。
国民健康保険および後期高齢者医療以外の健康保険・共済組合などに加入している方（本人または被扶養者）の場合は、診療依頼書とともにマイナンバーカード（または資格確認書）を医療機関窓口に提示してください。診療依頼書がないときは、マイナンバーカード（または資格確認書）を提示する際に、生活保護受給中であることを伝えてください。マイナンバーカード（または資格確認書）だけを提示すると、自己負担分の医療費（３割）を請求される場合があります。
健康保険の資格を取得もしくは喪失した場合は、必ず保護課まで連絡してください。

受診時の注意点

・診療依頼書を持たずに受診する場合、医療機関によっては受診を断られたり、一時的に医療費の支払いを求められたりすることがあります。
・同じ病気やケガで複数の医療機関を受診すること（重複受診）はできません。
・柔道整復、あんま・マッサージ、はり・きゅうなどの施術は、必ず事前に申請のうえ、給付が必要と認められた場合のみ利用できます。
・めがねや装具、コルセットといった治療材料が必要になったときは、必ず事前に担当ケースワーカーに相談してください。

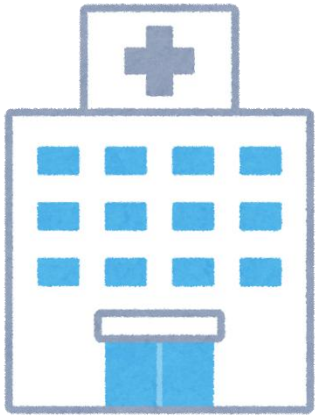

保護変更決定通知書の見方

〒

様

第　　号
令和　　年　　月　　日

奈良市福祉事務所長

保護変更決定通知書

生活保護法による保護について、次のとおり 変更 しましたので通知します。

①
1．保護 変更年月日　　令和　年　月　日
2．保護 変更の理由

②

③
3．保護の種類及び程度　　（金額は、1ヶ月単位で計算した扶助費を表示しています）

種類	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	一時扶助	計	収入認定額
程度	( )	( )	( )	( )	( )	( )

普通月の扶助費は（）内の金額になります。

④
4．この決定による保護費

最低生活費	－	収入充当額	－	既支給額	＝	保護費

支給額（A）	返納額	本人負担額
	⑤	

本人負担額は、あなたが直接医療機関または介護事業者に納めてください。

あなたに実際に支払う扶助額（A）－（B）
⑦　　円

あなたにかわって支払う扶助額(B)の内訳
⑥
円
円
円
円
円
円
円

5．備考

教示
1　この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、奈良県知事に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）
2　１の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、奈良市を被告として（訴訟において奈良市を代表する者は、奈良市長となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます。（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して１年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。①　審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して５０日（50日以内に行政不服審査法第43条第３項の規定により通知を受けた場合は70日）を経過しても裁決がないとき。②　決定、決定の執行又は手続きの続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。（日本国籍を有しない方は、審査請求をすることができません。）

1

生活保護を受けている方については、支給額に変更がある場合、保護変更決定通知書によりその額をお知らせすることになっています。変更があるときは、月末（25日以降）に対象世帯に郵送されます。

①保護の変更の時期

いつから支給額が変更されるか、変更の時期が記載されます。

（例）令和４年４月１日と記載されている場合　→　令和４年４月分以降の保護費が対象です

②保護を変更した理由

なぜ保護の支給額を変更したか、理由が記載されます。

③保護の種類及び程度

各扶助の金額（保護費の計算の根拠となる額）と収入がある場合は収入認定額が記載されます。それぞれの扶助の詳しい内容については２～４ページをご覧ください。

④保護費の計算

「最低生活費」から「収入充当額」を差し引いた金額が支給される保護費となります。

翌月分以降の保護費は新たに保護変更決定通知書が届くまでは同じ金額となります。

⑤返納額

さかのぼって保護の変更を行った場合で返納額が出た場合は記載されます。

担当ケースワーカーから返納方法について連絡があったときはご対応をお願いします。

翌月分以降の保護費から差し引く場合は別途、「過払金収入充当通知書」にてお知らせします。

⑥あなたにかわって支払う扶助額の内訳

業者や家主へ直接支払う保護費がある場合などは内訳が記載されます。

⑦あなたに実際に支払う扶助額

業者支払などを差し引いたあとの実際に支給される金額、その支給日が記載されます。

口座振込の場合は振込先の「金融機関名および支店名」が記載されます。

※さかのぼって保護の変更を行った場合は対象月の追加支給額のみ記載されます。翌月分以降の保護費は「④保護費の計算」で説明しています。

その他、保護変更決定通知書の記載内容についてわかりにくい点がありましたら、担当ケースワーカーまでお問い合わせください。

生活保護受給にあたり守っていただくこと

①生活保護を受ける権利を他人に譲り渡すことはできません。（生活保護法第５９条）

②生活上の義務（生活保護法第６０条）

- 働くことができる方は仕事を探していただき、すでに働いている方は収入を増やすよう、できる限り努めてください。
- 健康に生活できるよう心掛け、病気のある方は、通院のうえ治療に専念してください。
- パチンコなど娯楽費で生活費が圧迫されることがないよう、計画的な生活を心がけてください。家賃の滞納など、生活保護費の目的外使用は不正受給となるため、行わないようにしてください。
- 借金は原則認められていないため、生活保護費で生活できるよう努めてください。これまでの借金の返済については１５ページQ&A②で紹介しています。ただし、奨学金など公的な貸付は認められる場合があるため、必ず事前に担当ケースワーカーに相談してください。

③届出の義務（生活保護法第６１条）

- 収入があったとき、受け取っている金額が変更になったとき

（例）仕事で得た収入（給料・ボーナス・謝礼・手当）
年金、手当、仕送り、生命保険などの給付金、還付金、フリマアプリ、インターネット配信を通じて収入を得た場合

- 資産を得たとき

（例）生命保険への加入や、自動車、相続財産、不動産などを得た場合

- 家族構成や状況に変化があったとき

（例）引越、転出、転入、入退院、学校の入学および退学、妊娠および出産など

- 住居の家賃・地代などが変わったとき
- 長期間自宅を留守にされるとき
- 他制度（障害者手帳、自立支援医療、指定難病特定受給者証など）の内容が変更または新たに取得したとき

毎月の生活保護費の決定に必要となるため、状況に変化が生じたときはすぐに届出をしてください。一定の期間を超えてから届出された場合、正しい生活保護費の計算ができなくなります。給与明細など書類の提出については、保護課窓口への来課または郵送する方法がありますので、担当ケースワーカーにお問い合わせください。

④指導・指示に従う義務（生活保護法第６２条）

生活の維持・向上、適正な保護の決定のため必要な指導・指示を受けたときは、これに従う義務があります。従わない場合、生活保護を受けられなくなることがあります。

〔指導・指示の具体例〕

・働くことができるのに働こうとしないとき
・病人や子どもの世話が必要でなくなったのに働こうとしないとき
・働いていても、本人の能力や健康状態から判断して、十分な収入を得る努力をしていると認められないとき
・活用できる資産の活用、受け取ることが可能な年金などの申請手続きを拒んでいる場合
・担当ケースワーカーの家庭訪問、および必要書類の提出や収入に関する届出を拒んでいる場合

⑤生活保護費の返還・徴収について（生活保護法第６３条・７８条）

次の場合には支給した生活保護費（医療費を含みます）を返していただくことがあります。

〇病院への入院や施設の入所など、生活状況が変わったとき
〇生活保護費の支給後に、収入が増えたことがわかったとき
〇資産を有する状態で保護を受け、のちに資産から収入を得た場合

〔例〕

- 年金を申請してさかのぼって受け取ったとき（１５ページQ&A③に詳しく記載しています）
- 交通事故などで損害賠償を受けたとき（１６ページQ&A④に詳しく記載しています）
- 生命保険など保険金の支払いを受けたとき
- 不動産（土地・建物）、自動車などが売れたとき

不正受給の費用徴収と罰則について

届出を故意に怠ったり、事実と違った虚偽の申請をして不正に保護を受けた場合は、不正受給とみなされた金額を保護課へ返還しなければなりません。不正をしようとする意思がなくとも申告漏れが度重なる場合、「不実の申告」とみなされ保護課へ返還を要する場合があります。

そのため、家族の誰かに収入があったときは速やかに申告をしてください。悪質であると判断された場合、刑事告訴を行うことがありますので、収入申告のルールを守っていただき、わからないことがあれば担当ケースワーカーに相談してください。

生活保護Q＆A編

①扶養義務者への照会について・・・・・・・・・・・・・・・・・p.15
②保護受給中の借金について・・・・・・・・・・・・・・・・・・p.15
③さかのぼって年金を受け取ったとき ・・・・・・・・・・・・・p.15
④交通事故に遭ったとき ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p.16
⑤就労により保護から自立した直後の支援について・・・・・p.16
⑥子どもの修学旅行費用について・・・・・・・・・・・・・・・p.16
⑦子どものクラブ活動費用について ・・・・・・・・・・・・・p.17
⑧高校生の学費について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p.17
⑨高校生のアルバイトについて ・・・・・・・・・・・・・・・・p.17
⑩保護受給中の大学・専門学校への進学について ・・・・・p.17
⑪おむつが必要になったとき ・・・・・・・・・・・・・・・・・p.18
⑫病院への定期通院のため、交通費がかかるとき・・・・・・p.18
⑬借りている賃貸物件の更新費用が必要なとき ・・・・・・・p.18
⑭高い家賃の賃貸物件について ・・・・・・・・・・・・・・・・p.18
⑮自動車の保有・使用について ・・・・・・・・・・・・・・・・p.19
⑯葬祭の費用について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p.19

①扶養義務者への照会は、保護申請時以降も行われるのですか。

保護開始後も、定期的に照会を実施します。それは、扶養義務者も年月の経過とともに世帯状況に変化が生じる可能性があるからです。定期的に扶養義務者の状況を把握することにより、現状に応じた支援を行えるようにします。

＊生活保護では、民法に定められた扶養義務者（親と子、祖父母、孫、兄弟姉妹などの関係にある近親者）による扶養援助は、保護に優先して行われるべきものとされています。

＊扶養義務者が、保護受給中、施設入所中、長期入院中、専業主婦・主夫、おおむね70歳以上の高齢者である場合は扶養調査を行いません。

＊DV当事者や１０年以上交流のない親族については、調査を行いません。該当の方は担当ケースワーカーに相談してください。

②保護受給中に借金はできますか。

保護受給中は、原則として借金は認められていません。もし借金をした場合は、収入とみなされ、保護費が減らされたり、保護の停止・廃止になってしまう可能性があります。

保護申請前にした借金の返済（債務整理）については、無料の法律相談をご紹介しますので、そちらをご利用ください。

③年金がもらえると聞いたので請求したら、3年前にさかのぼってもらえることになりました。一度にたくさんの金額が入ってきますが、保護はどうなりますか。

年金をさかのぼって支給されたときは、「年金の受給権を取得した日」以降の保護費に対する返還金として、保護課に返していただく必要があります。

④交通事故に遭い入院しましたが、医療費はどうなりますか。また、加害者から示談金をもらった場合はどうなりますか。

交通事故に遭われた場合、すぐに担当ケースワーカーへ連絡してください。

＊医療費は入院・通院ともに加害者あるいは加害者の加入している自動車保険などで支払われるのが原則であり、生活保護の医療扶助は適用されません。

＊被害に遭った方は、加害者に対して「休業補償」「治療に必要な交通費」「入院雑費」「慰謝料」などの損害賠償金を請求することが保護における義務となります。

＊「慰謝料」などの損害賠償金をもらった場合は、担当ケースワーカーへ連絡してください。

＊損害賠償金については支給した保護費に対する返還金として、保護課へ返していただくことになります。ただし、やむを得ない事情により減額できる場合がありますので、担当ケースワーカーに相談してください。

＊交通事故以外にも、他人の暴力によりケガをした場合、他人の飼い犬にかまれた場合など、第三者の行為によりケガをした場合は、交通事故と同様の取扱いになります。

⑤仕事をはじめて収入が増え、生活保護を受けないことになりましたが、新生活のお金が足りるか不安です。何か支援はありますか。

生活保護を受けなくなると、税金や社会保険料などの負担が発生します。そうした負担を軽減する目的で「就労自立給付金」という制度があります。詳細については担当ケースワーカーにお問い合わせください。

⑥子どもの修学旅行費用は生活保護で出ますか。

保護費からは支給されませんが、小・中学校は「就学援助」という制度の中で、保護世帯の児童・生徒に修学旅行の実費が支給されます。手続き方法については、学校にお尋ねください。

高校の修学旅行費用については、高校生本人が行ったアルバイト代から費用を積み立てていただくことが可能です。

⑦子どものクラブ活動費は保護費で出ますか。

課外のクラブ活動に必要な費用について、金額が確認できる資料などを添えて申請していただくと、実費を支給できます。小・中学校、高校でそれぞれ年間の限度額がありますので、詳しくは担当ケースワーカーにお問い合わせください。

⑧高校生の学費について支援はありますか。

高校入学時に必要な諸費用、教材代、通学費、学級費などについては、必要金額のわかる資料を添えて申請いただくと、保護費として支給できます。授業料については、「高等学校等就学支援金」という制度を利用していただけます。申請方法については、入学した学校から案内されます。

⑨高校在学中の、アルバイト代の取扱いについて教えてください。

高校在学中のお子さんのアルバイト代につきましても世帯の収入となりますので、必ず申告をしてください。ただし、修学に伴う経費（修学旅行積立金などの、生活保護から支給されない不足分）を控除することができます。また、高校卒業後の就職に向けた運転免許取得費用や、大学・専門学校等への進学費用を積み立てる場合も、控除の対象とすることができます。詳しくは担当ケースワーカーにお問い合わせください。

⑩保護受給中に大学や専門学校へ進学する場合の取扱いを教えてください。

奨学金などをもらって大学などへ進学する世帯員がいる場合は、その方のみ生活保護の対象から外し、ほかの世帯員の保護を続けることができます。

⑪おむつが必要になりました。保護で費用は出ますか。

定期通院先の主治医におむつが必要か意見を確認したうえで、おむつ代の実費を支給できます。また、要介護度4以上で在宅生活されている方は、奈良市で行っている「在宅介護者おむつ等支給事業」の対象となりますので、そちらを優先して利用してください。手続き方法は奈良市長寿福祉課（電話番号 0742-34-5439）にお問い合わせください。

⑫通院するための交通費に困っています。保護で費用は出ますか。

定期通院先の主治医に、どのような交通手段での通院が必要かという意見を確認したうえで、交通費の実費を支給できます。

⑬現在借りている賃貸物件の契約更新の時期がきました。保護で更新費用は出ますか。

契約更新料、火災保険料、賃貸保証料について、内容がわかる資料を添えて申請していただくと、実費を支給できます。

⑭保護では高い家賃の賃貸物件に住んでいるとダメだと聞きましたが。

生活保護では認定できる家賃に限度額が定められています。

＊限度額を超えた分の家賃については支給されませんので、その分生活が苦しくなります。

＊保護開始時に、限度額を超えた賃貸物件にお住まいの際は、なるべく早い時期に限度額内の物件に移っていただく必要があります。

＊何らかの事情で引越しをするときも、限度額内の家賃の物件を探していただくことになります。限度額を超える物件への引越しは認められず、敷金などの初期費用や家財の運搬費用も支給できませんのでご注意ください。

⑮保護受給中に自動車を持ったり、借りて乗ってはいけないのでしょうか。

生活保護では最低生活を保障しているにすぎません。したがって、多額の経費（自動車税、ガソリン代、車検代、保険料など）がかかる自動車を持ったり、借りて乗ったりすることは認められていません。自動車（125cc を超えるオートバイを含む）を保有している方は売却処分し、資産の活用をしてください。また、自動車を借りて乗っている方はすみやかに持ち主へ返してください。

＊次の場合は例外的に保有を認められることがありますので、担当ケースワーカーに相談してください。いずれの場合も、任意保険への加入が必要であり、その他の自動車維持費についても、他からの援助、他施策の活用などにより確実にまかなえる見込みがある方に限られます。なお、ローン返済中の自動車については保有を認められません。

1 保護の開始申請時に失業や病気により仕事を中断しているが、おおむね６か月以内に仕事を再開し、保護からの自立が見込まれる場合。

2 障がいがある方（保護受給者）の通院などのために定期的に自動車を必要とする場合。

3 障がいのある方が通勤する場合。

4 公共交通機関の利用が難しい地域に住む方が通勤する場合。

5 公共交通機関の利用が難しい地域にある勤務先に通勤する場合。

6 深夜勤務などの仕事により、他の交通手段が使えない場合。

7 保育所などへの託児の必要があり、保育所などへ子どもを送迎してから職場へ向かう交通手段が自動車以外にない場合。

＊必要に応じて、関係機関に自動車の保有や使用について調査する場合があります。

⑯親族の葬祭費用の捻出に困っているのですが。

葬祭を行う方の世帯において、収入や預貯金、資産等がなく、また他の親族からの援助等、も受けられない場合は、限度額の範囲内で葬祭費用を支給できる場合があります。ただし、限度額を上回る葬祭を行った場合や、限度額内であっても、すでに葬祭費用を支払われている場合などは支給できませんのでご注意ください。

関係機関一覧

名称	所在地	電話番号	内容
奈良市企業局	奈良市法華寺町264-1	0742-35-6825 （お客さまセンター）	下水道料金の減免申請
(株)奈良市清美公社 ※月ヶ瀬・都祁地域を除く地域にお住まいの場合	奈良市大安寺西三丁目１０－２１	0742-33-8782	し尿汲取り手数料の減免申請
山辺環境衛生組合山辺衛生センター ※月ヶ瀬・都祁地域にお住まいの場合	奈良県山辺郡山添村大字大西１５１番地	0743-85-0047	し尿汲取り手数料の減免申請
奈良年金事務所	奈良市芝辻町四丁目9-4	0742-35-1371	年金に関する手続 年金に関する相談
奈良年金相談センター	奈良市大宮町四丁目281 新大宮センタービル1階	0742-36-6501	年金に関する手続 年金に関する相談
法テラス奈良	奈良市高天町38-3 近鉄高天ビル6階	0570-07-8338	無料の法律相談 （債務整理など）
ハローワーク奈良	奈良市法蓮町387	0742-36-1601	求人紹介 職業訓練 雇用保険手続きなど
ハローワーク奈良 福祉・就労支援センター	奈良市保護課窓口の隣 (奈良市役所東棟2階)	0742-34-4800	求人紹介 応募書類作成アドバイス 面接模擬練習 職業訓練手続きの支援

生活保護のしおり（保護受給者用）

令和７年12月　発行

〒630-8580
奈良市二条大路南一丁目１番１号
奈良市福祉部保護課
電話番号　０７４２－３４－４７５７
０７４２－３４－５０８９
ＦＡＸ　０７４２－３４－５０９３